

# 丹波篠山市立保育園、幼稚園、こども園の通常保育・教育活動再開に向けた ガイドライン(Ver.2) (案)

～ 感染リスク低減の取組 ～

丹波篠山市教育委員会

感染症対策のポイントは、「**感染源を絶つこと**」「**感染経路を絶つこと**」「**抵抗力を高めること**」であることを踏まえ、**6月15日以降の園運営についても**、リスク低減に向けて、以下の点に留意して取り組むこと。さらに、乳幼児は児童生徒等と比較して抵抗力も弱いため、乳幼児の生活や行動の特徴を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づいた感染症対策を行うことが重要である。

なお、この内容については現時点のものであり、今後の状況によっては、更新の可能性があることを申し添えます。

## (1) 園における乳幼児の生活と行動の特徴

- 集団での午睡や食事、遊び等では、子ども同士が濃厚に接触することが多いため、飛沫感染や接触感染が生じやすいということに留意が必要である。
- 特に乳児は、床をはい、また、手に触れるものを何でも舐めるといった行動上の特徴があるため、接触感染には十分に留意する。
- 乳幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取り扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人からの援助や配慮が必要である。



## (2) 一人一人の基本的な感染対策について

- 感染防止の3つの基本：①人との十分な距離②マスクの着用③手洗い
- についての指導(年齢に応じた指導を行う)
- 人との間隔は、可能な限り(1m以上)空ける
  - せきエチケット(子どもの年齢等に応じてマスクを着けて行動)
  - 正しい手洗いの方法を知り、行う
  - 体調管理(十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事)



## (3) 園生活を送るための集団感染対策について

- 手洗い(保育所における感染症対策ガイドラインP27参照)  
(基本は流水と石けんでの手洗い。ハンカチ等の持参。)
- 清掃及び消毒(園児が使用した保育室・保育用品は、使用後等に消毒)
- 換気(気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)2方向の窓を同時に開ける)  
※エアコン使用時も換気が必要
- 「3密」(密集・密接・密閉)の重なりを避ける  
(座席配置の工夫、対面をとらない など)



#### (4) 園生活の各場面別の感染対策について

##### 登降園時

□毎朝の検温及び風邪症状の確認（健康観察カードの提出 など）

□欠席（登園できない）園児への対応（健康面の確認、可能な範囲で同居家族の健康面の確認など）

※発熱症状等がある場合は、登園を控えてもらう（別紙1参照）

□送迎…保護者の保育室への出入りはできるだけ控えていただく。（保護者はマスクを着用）送迎の際の滞在時間はできるだけ短く速やかに行っていただくこと。

□スクールバス…3つの条件（換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声 など）が同時に重ならないようにすること。

□降園後、保育室やトイレなど、多くの園児が手を触れた箇所や保育・教育活動等で使用した用具などは、消毒液を使用して清掃を行う。（ドアノブ、手すり、玩具 など）

1日1回、可能な時間帯に実施し、過度な負担にならないように留意すること。

##### 園生活での留意事項

□朝の会・・・狭い空間や密閉状態での異年齢での集会

（対応）場所、時間、開催方法等について十分に配慮する。

歌を歌う時は、できるだけ間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。

□保育室での活動・・・制作、リズム遊び等

（対応）園児同士の間隔は、可能な限り最大限の間隔を保持し、活動の前後など随時手洗いを指導する。

□屋外での活動・・・園庭での活動、散歩等

（対応）活動中のマスクの着用については、十分に呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意し、また、汚れた手で触るなど衛生的に着用ができないことも考えて柔軟に判断する。

水を使用しての遊びに関しては、活動後に流水でしっかりと手や足などを洗い、清潔な服装が保てるように援助や配慮をする。また、使用した用具（タライや玩具等）は放置せず、使用後は片付ける。

水遊びについては、着替えの時や水遊び中に3密が重ならないように気をつけ、タオル等を他児の物と間違えて使用することのないように留意すること。

※今年度については、プールを中止している。（簡易ビニールプールに入ることも中止）

□熱中症事故の防止について

（対応）乳幼児は、体温調節機能が未発達のため、体に熱がこもりやすく、体温が上昇しやすくなる。また、自分で水分を補給したり、服を脱いだりするなどの暑さ対策ができず、遊びに熱中してしまい、暑さを忘れて熱中症になる場合もある。そのことを踏まえ、対策をとる必要がある。

屋外で遊ぶ時は、天気予報や「暑さ指数(WBGT)」を参考に、活動の時間帯を考え、テント等を活用して日陰で遊んだり、ミストシャワー等を活用したりするなどの対策を考える。（WBGTは環境省ウェブサイトで提供：<https://www.wbgt.env.go.jp/>）

また、1日1回程度は、シャワーなどの水遊びで体温を下げることやこまめに水分補給の時間を設ける。

室内では、エアコンや扇風機など空調設備を適切かつ柔軟に使用する。感染予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整する。

乳幼児（特に低年齢児）は、自ら体の不調を訴えることがうまくできないため、保育者が健康観察を励行する。

#### □クッキング

（対応）調理などについては、年間計画の中での順序を変更するとともに、衛生管理に努める。

#### □医療的ケア児や基礎疾患児への対応・・・園児と接する機会がある職員

（対応）自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らす。

#### □給食または昼食

（対応）食事の前には、必ず手洗いをする。給食の配膳については、マスクを着用した職員が行う。また、園児の給食・昼食の際は、可能な限り向き合わないようにし、毎回テーブル等の消毒を行う。

#### 学校給食に関すること

□スプーンを持参する。（6月15日以降も持参）

□配膳は、できるかぎり一回で終え、おかわりが発生する場合の配食は、職員が行う。

□牛乳パックの回収については、回収時の「3密」を避けるため、当面の間、園において処分可とする。

#### 園行事に関すること

□開催時期、場所、時間、開催方法等について十分に配慮すること。

その他 参考資料：「学校再開に向けてのQ&A」及び「保育所における感染症対策ガイドライン」

「令和2年度の熱中症予防行動」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00001.html)

[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11921000-Kodomokateikyoku-Soumuka/2\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11921000-Kodomokateikyoku-Soumuka/2_1.pdf)

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526\\_leaflet.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)

(参考)

### 各園行事における工夫の例

各園の実態に応じて、従来の形式と形を変えて適切に判断すること。

#### ◆儀式的行事（入園式・卒園式など）

- ・感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとる など

#### ◆文化的行事（発表会、お楽しみ会など）

- ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする
- ・クラスごとの発表を映像や音声にとり、モニターで観る など

#### ◆健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）

- ・健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くなならないよう十分配慮する
- ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする など
- ・例えば、運動会は時間短縮するなどの工夫が必要である。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて開催の延期など実施時期について検討する

※園児が密集する運動や、園児が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせる。

※開閉会式での園児の整列、園児による応援、保護者等の参観、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

#### ◆遠足・他園との交流

- ・バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、余裕をもって座れるようにする など
- ・交流園と十分に話し合い、体調の悪い園児・職員がある場合は、延期、または中止するなど柔軟に対応すること。

(別紙1) ※丹波篠山市学校教育活動再開に向けたガイドライン (Ver.2) より

【登校の判断】

●児童生徒等

発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底する。症状に改善が見られない場合や症状が継続する場合には、速やかにかかりつけ医を受診する。教職員についても同様の対応とする。

●医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒等（以下、医療的ケア児という。）や基礎疾患等があることにより重症化のリスクが高い幼児・児童・生徒等（以下、基礎疾患児という。）

医療的ケア児の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談します。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。

※これらにより、出欠の扱いについては、以下1～4の通りとする。

1 出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取る。

2 発熱等の風邪の症状がみられる場合

同条に基づく出席停止の措置を取る。

3 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒等や基礎疾患等がある幼児児童生徒等の場合は、主治医等の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。また、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

4 保護者等から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

(1) 原則として、6月15日以降は欠席とする。

(2) 保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校所在地の感染状況や学校で講じる感染症対策について十分説明し、理解を得よう努める。

※どうしても保護者等の理解を得られない場合は、市教委まで連絡ください。

(3) (2) をしたうえでも登校できないと保護者等から連絡があり、校長が合理的な理由があると見なす場合は、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能とする。